慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔下級審民訴事例研究四六〕 一 訴えの提起において、提訴者が実体的権利の実現ないし紛争解決を真摯に目的とするのではなく、相手方当事者を被告の立場に立たせ、それにより訴訟上又は訴訟外において有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当な目的を有し、提訴者の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠き権利保護の必要性が乏しいなど、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められる場合は、訴権を濫用するものとして、訴えを却下すべきである 二 訴えの提起が訴権の濫用とされた事例 (東京地裁平成一二年五月三〇日判決)
Sub Title	
Author	芳賀, 雅顯(Haga, Masaaki) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.9 (2001. 9) ,p.109- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010928-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究四六〕

一　訴えの提起において、提訴者が実体的権利の実現ないし紛争解決を真摯に目的とするのではなく、相手方当事者を被告の立場に立たせ、それにより訴訟上又は訴訟外において有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当な目的を有し、提訴者の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠き権利保護の必要性が乏しいなど、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められる場合は、訴権を濫用するものとして、訴えを却下すべきである

二　訴えの提起が訴権の濫用とされた事例

東京地裁平成一二年五月三〇日判決（判例時報一七一九号四〇頁、判例タイムズ一〇三八号一五四頁）

〔事　実〕

XおよびXの妻である訴外Aは、昭和三一年二月に某宗教団体Bに入会し、後にB団体の幹部になった。しかし、Xは幹部の立場を利用して、B団体の規約で禁止されている会員間の金銭貸借を繰り返して行っていたところ、他の複数の会員から貸金返還請求訴訟を提起されて敗訴した。そして、このことを理由にXおよびAは平成四年五月にB団体の幹部職を解任されたところ、平成五年一二月にはXとAはB団体を脱会した。その後、Xは平成七年一月にY（B団体の名誉会長）を相手に、函館簡裁で墓地代金四五万円の返還請求訴訟を提起したが、同年四月に請求棄却判決が下されている。Xは、この訴訟で敗訴した後も、引き続き墓地代金や寄付金の返還をB団体に求めていたが、効を奏しなかった。

平成八年二月にAはYから強姦されたとする内容の手記を週刊誌に公表し、その後に、同年六月にXとAは共同原告として、YがAを昭和四八年六月、同五八年八月および平成三年八月の三回にわたり強姦したことを理由に、Yを相手に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を平成八年六月に提起した。

さらに、その後で、XらはYのAに対する強姦を含む継続的セクシャル・ハラスメント、および全国のB宗教団体の信者による誹謗中傷を理由とする不法行為を請求原因に追加した。

裁判所は、A自身についての損害賠償請求の訴えおよびXの昭和四八年の強姦に基づく慰謝料請求の訴えを分離し、平成一〇年五月二六日に請求を棄却する一部判決を下した。その理由は、Xらの訴えの追加的変更は請求の基礎の同一性を欠くこと、Aの三つの強姦事件に基づく損害賠償請求は消滅時効が成立していること、Xの昭和四八年事件に基づく請求は除斥期間を経過していること、などというものであった（Xらの控訴も平成一一年七月に棄却され、確定した）。

その結果、本件は、YがAを昭和五八年八月および平成三年八月に強姦したことにより、平穏に家庭生活を営む権利を侵害されたという内容のXの損害賠償の訴えだけが残存することとなった。この訴えに対して、Yは本件訴えは訴権の濫用であると主張し、訴えの却下を求めた。

〔判　示〕

訴え却下。

一　訴権が濫用された場合と信義則の関係について、「権利者といえども、自己の権利を信義誠実に行使すべきであることはいうまでもないから、信義に反する権利の行使は、権利の濫用であるというべきである。そして、信義則は、当事者間の訴訟外の実体的権利関係においてのみならず、民事訴訟の場においても支配する原則である。このことは民事訴訟法二条が、『当事者は信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない』と規定していることからも明らかである。したがって、一方当事者が、相手方当事者に対し、信義則に反するような形で訴訟上の権能の一つである訴権を行使している場合は、訴権を濫用するものというべきである。そして、『訴権の行使が濫用に当たらないこと』は、訴訟要件の一つというべきであり、訴訟要件が欠ける場合には、裁判所は訴えの却下の訴訟判決をすることを義務づけられている。すなわち、訴権の濫用は不当な制度利用として許容されるべきではないものであり、訴えが訴権を濫用して提起された場合に、当該訴訟の審理を継続させることは、右訴訟において被告の地位に置かれた当事者にとって酷であるばかりでなく、他方当事者の不当な企てに裁判所が加担する結果になりかねないから、裁判所としては、訴権を濫用する訴訟であることが明らかとなった段階で、以後の手続を進行させるべきではなく、訴え自体が不適法であるとして却下する旨の判決を下すべきことが要請されているのである。しかし、一方で、訴権は、国民の実体権実現のために重要な権利であるから、安易に訴権濫用の抗弁を認めて、訴えが不適法であるとして却下することは、国民の被害救済の途を閉ざし、結果として、国民の裁判を受ける権利の保証を損なうことになる。したがって、訴権が濫用に当たるか否かについては、慎重に判断しなけれ

ばならない」としている。

二　そして、訴権が濫用にあたる要件として、「訴えの提起において、提訴者が実体的権利の実現ないし紛争解決を真摯に目的とするのではなく、相手方当事者を被告の立場に立たせ、それにより訴訟上又は訴訟外において有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当な目的を有し、提訴者の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠き権利保護の必要性が乏しいなど、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められる場合」をあげ、その具体的な考慮事情として「訴権濫用に当たるか否かは、提訴者の意図・目的、提訴に至るまでの経過、提訴者の主張する権利又は法律関係の事実的根拠・法律的根拠の有無ないしその蓋然性、それらの法的性質・事実的背景、提訴者の訴訟追行態度、訴訟提起・追行による相手方当事者の応訴の負担、相手方当事者及び訴訟関係者が訴訟上又は訴訟外において被ることがある不利益・負担等その評価にかかわる事実（評価根拠事実）を総合的に考慮して判断すべきである」とする。そして、「民事訴訟の提起は、本来であれば、原則として正当であるのであるから、訴権濫用といいうるためには、そうした制度利用を許容すべきではないとするほどの不当性が認められることが必要であると解される」とした。

三　その上で裁判所は、本件訴訟が訴権の濫用に該当するのか否かについて検討している。まず、昭和五八年事件の事実的根拠について、同事件が起きたとされる建物の場所が、提訴後三年八ヶ月を経過した第一三回の口頭弁論期日で変更され、従前から主張していた場所は実は前年に同様の事件が起きた場所で記憶が混同していたとし、昭和五八年事件は屋外で起きたとXは主張しているが、この点について裁判所は、加害行為の場所はこの種の事件では基本的構成要件事実であり、その主張の変更は相応の理由がなければならないし、加害行為の回数も三回から変更後の主張によれば四回になるが、提訴後三年八ヶ月を経過して突然気がつくのは不自然であること、真の被害者が被害の回数や被害の場所（屋内か屋外か）に混同を生じるのは考えにくいこと、事件があったとされる後の間もない時期に撮影された写真では、Aが怪我をしている様子はうかがえないこと、などから、この事件の事実的根拠は極めて乏しいとした。つぎに、平成三年事件については、X側による事件があったとされる日にはAは現場にはらず事件が起こり得ないこと、Yには二四時間態勢で身辺警護がなされており、事件が起きたとされる場所付近では複数人で二四時間の警備がなされているので、人目に付く屋外で事件が発生することは経験則上想定しがたいこと、事件後間もない写真撮影ではAには怪我のあったことが見られず、また笑顔で写っていることから、事実的根拠は極めて乏しいとした。そして、本件訴えに至る経緯として、Xらは平成四年五月にB団体の幹部職を解かれたことに対して、同団体を脱

会して、墓地代金などの返還を要求したが認められなかったことから、Aの手記を週刊誌に掲載して社会的に注目される形で発表したものと推認されるとした。さらに、Xらの訴訟追行態度は主張の変遷を繰り返しており真摯なものとは認められず、Yを公開の法廷で尋問を受ける立場におく意図があったと推認されるとした。他方、事件の内容からすると、YおよびB団体は有形・無形の不利益を被ることは明白であるとした。そして、「本件訴えは、その提起が原告の実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするものではなく、被告に応訴の負担その他の不利益を被らせることを目的とし、かつ、原告の主張する権利が事実的根拠を欠き、権利保護の必要性が乏しいものであり、このことから、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反するものと認めざるを得ない」ので、訴権の濫用にあたり不適法であるとした。

〔評　釈〕

判旨に賛成する。

一 1　訴権の濫用という概念を認めるべきか否かについては争いがあるが、学説では、訴権の濫用概念を肯定する立場が多数を占める。すなわち、多数説は、民訴法における信義則の発現形態として、①訴訟上の不当形成の排除、②訴訟上の禁反言、③訴訟上の権能の失効、④訴訟上の権能の濫用の禁止、の四分類をあげ[1]、忌避権、期日指定申立権、上訴権の濫用等と並んで訴権の濫用は④の訴訟上の権能の濫用に該当するとしている。たとえば、新堂教授は、「裁判を受ける権利は憲法上保障された権利であるから、その濫用はあり得ない、と考えるのもゆきすぎである。訴権の濫用といっても、ある人についてあらゆる場合に訴権を否定するというわけではない。特定の事件につき特定の相手方との関係で、訴権を行使することを許さないというだけである。しかも、特定の相手方に対して不起訴の合意をすることによって、特定の紛争につき訴権の放棄をすることが認められ」ていることから、訴権を放棄したに等しいと評価される場合には、訴え提起を信義則違反として却下することは認められるとされる[2]。このように多数説は、訴権濫用により訴えが却下されることを認める。訴権の濫用の例として、学説では、訴訟マニアの提起する訴訟や仮装の訴訟があげられ、また細分化された一部請求も問題になりうるとしている[3]。

2　判例も同様に、訴えの提起が信義則に反する、ないしは濫用に当たる場合があることを認めている[4]。たとえば、訴権濫用が問題になった最近のケースとしては、株主代表訴訟、株主総会（ないし社員総会）決議取消（ないし不存

在確認）訴訟、一部請求後の残額請求、実質的同一紛争の蒸し返し、名誉毀損などがあり、具体的事案で濫用が認められたケースも少なからずある。(5)

(a) 株主代表訴訟

①長崎地判平成三年二月一九日判時一三九三号一三八頁（濫用肯定）

（事案）訴外A銀行が訴外B会社に対してなした融資が不当であり、銀行に損害を負わせたとして、A銀行の株主が銀行の取締役らに対する損害賠償請求訴訟を株主代表訴訟の形で提起した。原告は、かねてからA銀行が担保権を実行したC病院について、任意処分を任せてほしいと銀行に申し出たり、融資を引き出そうとしていた。

（裁判所の判断）原告の本件訴訟は、被告らを困惑させることで、株主であることと関係のない個人の経済的利益を目的としているとして、「原告による本件訴訟の提起は、会社利益の犠牲ないしは侵害のもとに、株主たる資格とは関係のない純然たる個人的な利益を追求する取引き手段としてなされているもので、株主の権利を濫用するものといわざるを」えず、このような場合は「訴権の濫用として訴え自体を却下す」べきであるとした。

②東京地裁平成七年一〇月二六日判時一五四九号一二五頁（濫用否定）

（事案）A社はB社に対して継続的に融資をしていたが、A社は倒産した。そこで、B社の株主（法人）が債務保証をした取締役らを相手に損害賠償を請求した。これに対して、被告らは、原告である法人の代表者が、以前にB社に第三者割当増資を求め、受け入れられないときには株主代表訴訟を提起すると述べていたことから、本訴はB社の経営権を奪うことを目的とし、権利濫用にあたると主張した。

（裁判所の判断）「株主が、もっぱら、会社や取締役から金銭的利益を得るためであるとか、会社との個人的な紛争を有利に解決するためであるといった不当な個人的利益を追求する手段として代表訴訟を提起したような場合には、株主権の濫用として、訴えを却下することができる」が、本訴はそのような場合にあたらないとした。

③東京地判平成八年六月二〇日判時一五七八号一三一頁（濫用肯定）

（事案）A社の株式を保有していた原告らは、その株式をB社に売却したところ、代金の一部を得た後にB社は破産宣告を受けた。原告らは、株式の譲渡は破産法五九条により解除されたと主張し（後にB社の破産管財人との和解により株式は原告らに戻った）、また株式譲渡後にA社の代

表取締役が会社財産を減少させたとして、損害賠償の一部を請求した。その後、原告は、残部の請求について株主代表訴訟を提起した。

（裁判所の判断）「取締役の会社に対する責任の追及は、本来、会社が自ら行うべきものであって、株主代表訴訟は、会社が株主の意思に反して権利の行使を怠る場合のための制度である。」「商法二六七条四項が、……請求額の如何にかかわらず申立手数料一律に八二〇〇円となっているのも、株主代表訴訟が株主の会社業務に対する監督是正権の行使という側面を持つ点が考慮されていると解されるのであって、取締役の責任追及一般について、申立手数料の軽減化が図られているわけではない。会社が訴えを提起する場合は、もちろん請求額に従った通常の申立手数料が必要とされるのである。したがって、会社と株主が意思を通じて、ただ申立手数料の節約を図ることを目的として株主代表訴訟を利用することは、まさに制度の濫用であり、許されない」とし、「本件代表訴訟の提起は訴権の濫用にあたる」とした。

(b) 株主総会（ないし社員総会）決議取消（ないし不存在確認）訴訟

④最判昭和五三年七月一〇日民集三二巻五号八八八頁（濫用肯定）

（事案）被告有限会社の経営がおもわしくないため、原告らはその持ち分を訴外Aに譲渡した。その際に、実際には開催されていない社員総会が開催されたことになって、持分の譲渡の承認や取締役の変更などがなされた。その後、Y社は業績を回復したが、持分譲渡の後三年を経過して、原告らは社員総会決議不存在確認訴訟を提起した。

（裁判所の判断）「原告は、相当の代償を受けて自らその社員持分を譲渡する旨の意思表示をし、上告人会社の社員たる地位を失うことを承諾した者であり、右譲渡に対する社員総会の承認を受けるよう努めることは、原告の当然果たすべき義務」であり、承認を受けることは極めて容易であった。このような事情の下で、原告が社員総会決議不存在を主張し、会社の経営が他人の手に委ねられて相当の年月を経過してこの決議などの不存在の確認を求めることは、特段の事情がない限り信義を欠くもので、「原告の本件訴提起は訴権の濫用にあたる」。

⑤福岡高裁宮崎支判昭和六〇年一〇月三一日判タ五九一号七三頁（濫用否定）

（事案）原告は、被告会社の経営を訴外Aに任せていたところ、Aは勝手に臨時社員総会を開催し、原告に代わって

Aが代表取締役に就任した旨の登記をした。そこで、原告は、被告会社を相手に、代表取締役の地位および臨時社員総会決議不存在などの確認を求める訴訟を提起した。

（裁判所の判断）Aが被告会社の経営を取り仕切っていることが認められるが、原告がAの順調な経営を妬んで被告会社を手中に収めることを目的として訴訟を提起するなど、権利濫用を基礎づける事実を認めることはできないし、取締役の変更登記がなされた後、短期間に本訴が提起されていることからすると、「経営を一任されていた場合であっても、役員選任等に関する社員総会決議の不存在確認及び被控訴人の取締役及び代表取締役の地位確認の訴を提起するのは到底、訴権の濫用ないし実体法上の権利の濫用となるものではない」。

⑥鹿児島地判昭和六二年七月二九日判タ六五一号二一三頁（濫用肯定）

（事案）原告は、被告会社の発起人で設立総会で取締役に選任されたが、株式の払い込みは訴外Aがしていた。被告会社は、その後、経営に行き詰まり、訴外Bに経営を委ねることとし、実際には開催されなかった臨時株主総会でBを取締役に選任するなどとした。このことについては、原告も了承していたが、後に臨時株主総会の決議不存在の確認訴訟を提起した。

（裁判所の判断）「原告は、名義株主で、株主総会の決議を左右する立場になく、また、取締役としての任期も満了し、商法二五八条一項の権利義務を有するに過ぎず、株主総会開催を請求する権限もないのに、自己以外の役員選任を内容とする……選任決議の不存在の確認を求める利益は認められないものと解されるし、かつ、被告会社は、第一回定時株主総会以後は、株主総会を開催せず」にいたので、「自己に都合が悪いと考えられる決議だけを取りあげて、その不存在の確認を求める本訴請求は訴権を濫用するものと言わざるを得ない」。

⑦東京地判平成三年九月二六日判時一四二二号一二八頁（濫用否定）

（事案）被告会社の株主の五〇％を有する訴外A会社は、ノルウェーで破産宣告を受けた。A社の破産宣告後に開催された被告会社の株主総会について、A社に通知がなされなかったので、A社の破産管財人である原告は、総会決議の取り消しを求めた。

（裁判所の判断）「原告は破産管財人として破産財団に属する財産を最善の条件で売却するという職責を負っていることにかんがみ、そのことから、本件訴えの提起が信義に

反し、又は会社の犠牲において原告の個人的利益を追求する行為であると認めることはできない。」また、原告が、被告の株式を高値で売り渡すことを目的として本件訴えを提起したと認める証拠はないし、そのような目的を有していたとしても、それに応じるかは被告の代表取締役の判断による。したがって、「本件訴えの提起が信義に反し、又は会社の犠牲において原告の個人的利益を追求する行為であると認めることはできない」。「そうすると、本件訴えの提起が訴権の濫用であるとの被告の抗弁には理由がない」。

(c) 一部請求後の残額請求

⑧東京地判平成七年七月一四日判時一五四一号一二三頁（濫用肯定）

（事案）原告は、自らが有している実用新案権を被告が侵害しているとして、主位請求として不法行為、予備的請求として不当利得返還請求により実施料相当額の支払いを求めた。それ以前に、原告は一七年の間に一四回にわたり一部請求として訴訟を提起していたが、いずれも敗訴が確定している。

（裁判所の判断）「諸般の事情から一部請求後の残額請求が訴権の濫用と認められる場合には、もはや訴えの利益を欠き、訴えは不適法なものとして却下されるべきである。」「これまで繰り返し理由がないとする裁判所の確定した判断を受けている請求と実質的に同じ請求をするものであって、被告の地位を不当に長く不安定な状態におき、ことさらに被告に応訴のための負担を強いることを意に介さず、民事訴訟制度を悪用したものであるとの評価を免れない。」したがって、「本件訴えは訴権の濫用にあたる」。

⑨最判平成一〇年六月一二日民集五二巻四号一一四七頁（濫用肯定）

（事案）宅地開発に伴い、被告は原告に対して土地の買収業務を委託したが、その後、被告が宅地開発を断念したことから、業務委託の報酬をめぐり紛争が生じた。原告は、報酬請求の一部を請求したが敗訴し、確定した後で本訴を提起し残額を請求した。

（裁判所の判断）「判決が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。以上の点に照らすと、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許さ

れない」。

(d) 実質的同一紛争の蒸し返し事件

⑩東京高判昭和五五年一二月二四日判タ四三六号一三四頁（濫用肯定）

（事案）再審原告が、すでに再審の訴えが却下されている事件について、同一の再審事由に基づき再審の訴えを提起した。

（裁判所の判断）「再審原告の本件申立は法律上これを禁止する規定はないものの、訴権の乱用として許されないものである」。

⑪東京地判平成七年六月六日判タ九一四号二五〇頁（濫用肯定）

（事案）不動産の賃貸借契約終了後も不法占有しているとして、原告が被告に対して賃料相当額の支払いを求める訴訟を提起した。しかし、本訴以前に、原告は期間を細分化したりして二重起訴にならないように、多数の同じ内容の訴訟を提起していた。

（裁判所の判断）「これら各訴訟の間に特別な事情の変化はなく、基礎的な紛争は一回ないし数回の訴訟で解決が可能であって、かつ原告がそのような手続を採ることについて特段の障害も窺われず、むしろ原告は、殊更にこのような多数の訴訟を提起することによって、被告に一々応訴を余儀なくさせてこれを困惑に陥れようという目的を有しているものと認められること、一方原告のこのように細分化した訴訟提起によってその度に応訴を余儀なくされた被告は不必要に加重な負担を強いられているものと考えられることからすると、原告は本件において訴訟を提起する権利を誠実に行使しているものとは到底認め難く、本件訴訟の提起は訴権の濫用に該当」する。

⑫東京地判平成八年一月二九日判タ九一五号二五六頁（濫用肯定）

（事案）原告は、銀行の店舗内で女子行員Aに対してホットコーヒーを投げつけ火傷を負わせたが、その際のAの態度に不満があるとして慰謝料請求訴訟を提起したものの敗訴した。ところが、前訴においてAおよびその上司の陳述書に虚偽があるとして、慰謝料請求訴訟を提起し、同様に敗訴した。その後も、ほぼ同様の訴訟を提起したが敗訴し、その後に本件訴訟を提起した。

（裁判所の判断）「被控訴人が過去に提起した一連の訴訟とは必ずしも訴訟物を同一にするとまではいえないものの、実質的には同一内容の請求であるといえる。……控訴人は、専ら被控訴人を困惑させる目的で、いたずらに同一訴訟を

蒸し返しているものと推認でき、今後も同様の訴えが際限なく繰り返されるであろうことが容易に予想される。かかる訴えの提起は、被控訴人の地位を不当に長く不安定な状態におき、ことさらに被控訴人の応訴のための負担を強いることを意に介さず、むしろそれを意図しているもので、民事訴訟制度を悪用したものであるとの評価を免れない。したがって、控訴人の本件訴えは訴権の濫用にあた」る。

(e) 名誉毀損事件

次のケースは、いずれも同一の宗教法人に対する、同一週刊誌による報道が名誉毀損にあたるか否かが問題となった事件である。

⑬大阪地判平成五年二月二六日判タ八一九号一〇三頁（濫用否定）

（裁判所の判断）「本訴が、被告会社の業務を妨害する動機、目的で提起されたとまで認めるに足りる証拠はなく、したがって、本件が違法な動機、目的に基づく濫訴ということはできない」。

⑭福岡地判平成五年三月二三日判タ八一九号一一〇頁（濫用否定）

（裁判所の判断）「違法な動機、目的で提起されたものであると認めることはできない。そうすると、本件訴えの提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認めることはできず、本件訴えが訴権の濫用であるとする被告らの主張は理由がない」。

⑮名古屋地判平成五年三月二六日判タ八三三号二三三頁（濫用否定）

（裁判所の判断）「本件各訴えが、動機目的において違法であり、訴権の濫用であると認めることのできる証拠はない」。

このように、学説・判例において今日では訴権の濫用論を肯定する見解が支持を得ているといえるが、訴えを提起する権利は憲法三二条によっても保障されており、また実体法上の権利を実現するために重要な役割を果たすことから、安易に訴権濫用を認めるべきではないとする点ではほぼ一致を見ている。この点は本判決でも確認されている。

3　他方、訴権の制限のために民事訴訟で信義則を適用することについて慎重な見解もある。[6] すなわち、訴訟マニアによる訴え提起や仮想訴訟については、信義則ではなく権利保護の利益を欠くとして訴えを却下したり、実体法上の権利濫用を理由に請求棄却を説く見解がある。[7] たとえば、中野教授は、「まったく問題となりえない請求をくりかえし提起してくる訴訟狂の訴や不純な目的のためになされる

仮装訴訟を信義誠実違反としてとらえ、訴の不適法却下を認めるのであるが、いずれにしても、かかる場合に、訴却下の理由は法的保護（権利保護）の利益の欠缺に求めることができるから、あえて信義則を援用するまでの必要はない」、とされる。[8]

4　たしかに訴権の行使を制限することは安易になされるべきではないが、全く許されないというのも行き過ぎであろう。もちろん、実体法上の権利濫用や権利行使の期間制限といった実体法の問題や、判決効などの他の訴訟理論でカバーできるのであるならば、訴権濫用を用いるのは差し控えるべきであろう。問題は、どのような場合に訴権濫用として訴えを却下できるのかである。

二1　訴権濫用の要件については、一般条項という性質もあり、これまで具体的な基準は必ずしも示されていなかったといえる。学説からは、たとえば、「訴え提起の時期、および従来の紛争の経緯などを考慮して、原告が訴訟物についての紛争解決を求める正当な利益を有しないと認められるとき」や、[9]「原告が本来の請求の実質的内容について裁判所の判断を求めることを意図しているのではなく、むしろ相手方や裁判所に対し損害を与えることを目的としたり、事態の単なる引き延ばしのために訴訟を利用している」[10]ような場合には、訴権の濫用と評価しうるとされている。

2　判例を見てみると、具体的事情をあげて訴権の濫用の有無を総合的に判断しているものが多いが、いくつかの判断要素を見いだすことができる。たとえば、会社関係訴訟では「会社利益の犠牲ないしは侵害のもとに、株主たる資格とは関係のない純然たる個人的な利益を追求」、「会社の犠牲において原告の個人的利益を追及する行為」、「原告の不当な個人的利益を追求する手段」、「会社と株主が意思を通じてただ申立手数料を節約することを目的として訴訟を提起した」[11]といった本来の制度からの逸脱をあげている裁判例がある。また、名誉毀損訴訟について当事者の「動機目的において違法」、「違法な動機、目的」ないしは「被告会社の業務を妨害する動機・目的」を問題にしたもの[12]や、移送の裁判をした裁判官に対して、当事者が提起した損害賠償請求訴訟について、「嫌がらせを意図」したものであるとして却下した裁判、[13]交通事故の債務不存在確認請求訴訟について加害者側からの提訴が濫用にあたるのが、「損害の全容がいずれの当事者にとっても把握できない時期に訴えが提起されたような場合、訴訟外の交渉において加害者側に著しい不誠実な態度が認められ、そのような交渉態

度によって、訴訟外の解決が図られなかった場合、或いは、専ら被害者を困惑させる動機により訴えが提起された場合など」である、[14]として当事者の害意を掲げる判例も多い。さらに、相手方当事者の置かれた立場を考慮する判例がある。すなわち、前訴請求棄却判決後に提起された慰謝料請求訴訟が前訴の蒸し返しであるとされた事件では、「被控訴人の地位を不当に長く不安定な状態におき、ことさらに被控訴人に応訴のための負担を強いることを意に介さず、むしろそれを意図しているもので、民事訴訟制度を悪用している」とし、[15]実用新案権の侵害を理由とする損害賠償請求（明示の一部請求）が過去一七年間に多数提起されたが、いずれも棄却された後に提起された訴訟が実質的に同一紛争を蒸し返すものとして訴権の濫用にあたるとされたケースでは、「これまで繰り返し理由がないとする裁判所の確定した判断を受けている請求と実質的に同じ請求をするものであって、被告の地位を不当に長く不安定な状態におき、ことさら被告に応訴のための負担を強いることを意に介さず、民事訴訟制度を悪用したものである」とされ、[16]また賃料支払いを求める訴訟を賃貸期間を細かく区切るなどして、二重起訴を回避しつつ多数提起をしたケースでは、「基礎的な紛争は一回ないし数回の訴訟で解決が可能であって、かつ原告がそのような手続を採ることについて特段の障害も窺われず、むしろ原告は、殊更にこのような多数の訴訟を提起することによって、被告に一々応訴を余儀なくさせてこれを困惑に陥れようという目的を有しているものと認められること、一方原告のこのように細分化した訴訟提起によってその度に応訴を余儀なくされた被告は不必要に加重な負担を強いられていることからすると……訴権の濫用に該当」するとしている。[17]

このように、最近の判例で訴権濫用が問題になったケースから導かれる判断要素としては、制度目的から乖離した訴訟提起、提訴者側の害意、長期間にわたり相手方当事者が不安定な地位におかれることをあげることができる。これら全てのケースが訴権濫用として処理するのが適切であるのかは、それ自体問題となりうる余地はあるが、従来の判例が考慮してきた事由として一応の目安といいうるであろう。

3　本判決が示した訴権濫用の要件は、①主観的要件として、「提訴者が実体的権利の実現ないし紛争解決を真摯に目的とするのではなく、相手方当事者を被告の立場に立たせ、それにより訴訟上又は訴訟外において有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当な目的を有」すること、また

②客観的要件として、「提訴者の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠き権利保護の必要性が乏しい」ことなどが認められるときには、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らし著しく相当性を欠き、信義に反するとしている。そして、考慮事情として、「提訴者の意図・目的、提訴に至るまでの経過、提訴者の主張する権利又は法律関係の事実的根拠の有無ないしその蓋然性、それらの法的性質・事実的背景、提訴者の訴訟追行態度、訴訟提起・追行による相手方当事者の応訴の負担、相手方当事者及び訴訟関係者が訴訟上又は訴訟外において被ることがある不利益・負担等その評価にかかわる事実（評価根拠事実）を総合的に考慮して判断すべきである」としている。

4　本判決は、訴権の濫用による訴え却下が問題になった従来の判例と比べて、訴権濫用の判断要素をかなり詳細かつ具体的に列挙しており、先に見た従来の下級審裁判例で考慮された要素は本判決の基準に網羅されていると考えられる。その限りで本判決の示した基準は従来の裁判例の延長にあるといえ、穏当なものといえよう。だが民事紛争につき裁判所に解決を求めることは本来、当事者に認められた権利であるから訴権行使の制限は謙抑的になされるべきであり、また訴権濫用の判断に際しては恣意的判断を避けるために客観的な具体的事情が要求されると考える。その意味で、本判決が掲げている主観的要件は、具体的客観的事情に裏打ちされた評価規範と捉えるべきである。なお、本件は実体法上の要件の欠缺を理由に、請求棄却とする余地も考えられる。しかし、本件では原告の意図として被告を法廷の場に立たせる点にあるとみられることから、裁判所が認定した事情の下では、当事者尋問等の証拠調べをするまでもなく訴えを却下するとした裁判所の判断は妥当である。

三　なお、本判決が提示した訴権濫用の要件は、最判昭和六三年一月二六日（民集四二巻一号一頁）[18]が、訴えの提起が不法行為にあたる際の違法性の判断基準として、①提訴者が主張した権利などが事実的、法律的根拠を欠くこと、②提訴者が、そのことを知り又は通常人ならば容易に知ることができたのに訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くこと、とした要件に比較的近いものということができる。学説においても訴権濫用の効果として、訴訟費用の負担と並んで損害賠償が認められると説かれてきた[19]。たしかに、訴権の濫用により訴えを却下すべき場合と、訴権の濫用的行使が損害賠償請求権を生じさせる場合とは重なり合うこともありう

るであろう。しかし、前者は訴訟手続を将来的に続行しないというものであるのに対して、後者は、既に進められた訴訟手続を損害賠償請求という形を通じて、事後的に違法性の判断の中で評価するものであり、両者はやはり区別して考えるべきである。

（1）伊藤眞・民事訴訟法二七八頁（有斐閣、補訂版、二〇〇〇年）、上田徹一郎・民事訴訟法四三頁（法学書院、第二版、一九九七年）、兼子一ほか・条解民事訴訟法三二三頁〔新堂幸司〕（弘文堂、一九八六年）、菊井維大＝村松俊夫・全訂民事訴訟法Ⅰ〔補訂版〕七六八頁（日本評論社、一九九三年）、竹下守夫＝伊藤眞編・注釈民事訴訟法（三）四二頁〔伊藤眞〕（有斐閣、一九九三年）、林屋礼二・新民事訴訟法概要一二頁（有斐閣、二〇〇〇年）。さらなる類型化の必要性を説くのは、栂善夫「民事訴訟における信義則の現状と課題」民訴雑誌四七号二五二頁（二〇〇一年）。なお、民事訴訟における信義則の適用をめぐる最近の文献としては、鈴木正裕「新民事訴訟法における裁判所と当事者」竹下守夫＝今井功編・講座新民事訴訟法Ⅰ三五頁（弘文堂、一九九八年）および山本浩美「信義誠実義務」三宅省三ほか編・新民事訴訟法大系（一）五八頁（青林書院、一九九七年）などを参照。

（2）新堂幸司・新民事訴訟法二三〇頁（弘文堂、一九九八年）。

（3）林屋礼二「民事訴訟と権利濫用・信義則」小山昇ほか編・演習民事訴訟法九〇頁（青林書院、一九八七年）。一部請求につき、菊井維大＝村松俊夫・全訂民事訴訟法Ⅱ一〇一頁（日本評論社、一九八九年）、小山昇・民事訴訟法二三八頁（青林書院、第五版、一九八九年）、斉藤秀夫ほか編・〔第二版〕注解民事訴訟法（六）一九八頁〔林屋礼二＝加茂紀久男〕（第一法規、一九九三年）、三ケ月章・民事訴訟法研究（一）三三頁（有斐閣、一九六二年）。

（4）訴権濫用に関する判例については、林屋礼二「民事訴訟における権利濫用と信義則（一）」民商法雑誌七一巻一号六二頁（一九七九年）、および山本和彦「判解」民訴判例百選Ⅰ一六頁（有斐閣、新法対応補正版、一九九八年）を参照。

（5）その他のケースとして、⑯三〇数年にわたり訴訟手続を休止した後で再開を求めることは信義に反するとした東京高判昭和六〇年四月二四日（判タ五六二号一〇二頁）、⑰移送決定をした裁判官に対する損害賠償請求訴訟は訴権の濫用にあたるとした横地判昭和六二年二月一二日（判タ六四五号二五一頁）、⑱妨害排除請求が信義則に反し訴権濫用にあたるとした大阪高判昭和六二年三月一八日（判タ六六〇号一三二頁）、⑲認知者の死後に提起された認知無効の訴えにつき訴権濫用を否定した東京高判昭和六二年九月二一日（判タ六六四号一九一頁）、⑳交通事故の損害賠

償債務不存在確認の訴えを提起したことにつき濫用にあたらないとした東京地判平成九年七月二四日（判時一六二一号一一七頁）、㉑取締役の責任追及が訴権の濫用にあたらないとした大阪高判平成一〇年一月二〇日（判タ九八一号二三八頁）などがある。

(6) 坂口裕英「信義則が民事訴訟で果たす機能」法学教室二期八号一四九頁。

(7) 小室直人ほか編・基本法コンメンタール新民事訴訟法（一）一五頁〔中野貞一郎〕（日本評論社、一九九七年）、中野貞一郎・訴訟関係と訴訟行為七三頁（弘文堂、一九六六年）、中野貞一郎ほか編・新民事訴訟法講義二六頁〔中野貞一郎〕（有斐閣、補訂版、二〇〇〇年）、福永有利「民事訴訟における信義則」別冊ジュリスト続学説展望一三一頁（一九六五年）。山本・前掲注（4）一七頁も本説に近いといえようか。これに対して、松浦馨「当事者行為の規制原理としての信義則」講座民事訴訟（四）二六六頁（弘文堂、一九八五年）は、実体権の失効と訴権の失効とを区別することに反対される。

(8) 中野・前掲注（7）七三頁。

(9) 伊藤・前掲注（1）二七八頁。

(10) 参照、谷口安平「判解」判タ三九〇号二五八頁（一九七九年）。

(11) 株主代表訴訟が訴権濫用にあたるとした長崎地判平成三年二月一九日（判時一三九三号一三八頁）、外国破産管財人が提起した株主総会決議取消訴訟は濫用ではないとした東京地判平成三年九月二六日（判時一四二二号一二八頁）、株主代表訴訟が濫用ではないとした東京地判平成七年一〇月二六日（判時一五四九号一二五頁）、株主代表訴訟が濫用にあたるとした東京地判平成八年六月二〇日（判時一五七八号一三一頁）。

(12) 名古屋地判平成五年三月二六日（判タ八三三号二三三頁）、福岡地判平成五年三月二三日（判タ八一九号一一〇頁）、大阪地判平成五年二月二六日（判タ八一九号一〇三頁）。いずれも濫用を否定。

(13) 横浜地判昭和六二年二月一二日（判タ六四五号二五一頁）。濫用を肯定。

(14) 東京地判平成九年七月二四日（判時一六二一号一一七頁）。濫用を否定。

(15) 東京地判平成八年一月二九日（判タ九一五号二五六頁）。

(16) 東京地判平成七年七月一四日（判時一五四一号一二三頁）。

(17) 東京地判平成七年六月六日（判タ九一四号二五〇頁）。

(18) 不当訴訟に基づく不法行為について、その後の下級審裁判例は最判昭和六三年判決の基準を踏襲している。例えば、東京地判平成二年一二月二五日（判時一三七九号一〇

二頁）、岡山地裁新見支判平成三年一月三一日（労働判例五八二号四〇頁）、東京高判平成二年九月二六日（判時一三八四号九七頁）、東京地判平成二年五月二五日（判時一三八三号一三九頁）。昭和六三年判決の評釈は、加藤新太郎「判解」民訴判例百選Ⅰ二四頁（有斐閣、新法対応補正版、一九九八年）を参照。

(19) 谷口知平＝石田喜久夫編・新版注釈民法（一）一九七頁〔安永正昭〕（有斐閣、一九八八年）、山木戸克己・民事訴訟法論集七一頁（有斐閣、一九九〇年）。

芳賀　雅顯